

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

(700MHz 帯高度道路交通システムの高度化)

1 諮問の背景

700MHz 帯高度道路交通システムは、路車間サービスを提供する路側機（基地局）と、路車間サービス及び車車間サービスを利用する車載器（陸上移動局）で構成され、同システムの搭載車については、平成 27 年 10 月に市販が開始されたところ。

同システムにより交通事故のさらなる抑止を促すためには、車載器のみならず路側機も含めて同システムの普及を促進するとともに、安全運転支援に係るサービスの多様化を図ることが必要とされている。また、近年、自動走行に関する研究開発等の進展に伴い、様々な道路交通情報の適時取得に対するニーズも高まりつつある。

このような状況の中、同システムを高度化し、道路交通情報の広域提供や強靱な ITS インフラの構築を可能とするため、路路間通信の導入について、既存無線局への影響等を考慮しつつ、必要な技術的条件について審議が進められ、平成 29 年 3 月 31 日、その審議の結果として一部答申を受けた。これらを踏まえ、700MHz 帯高度道路交通システムの高度化のため、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正するものである。

2 改正省令の概要

(1) 700MHz 帯高度道路交通システムの定義変更【施行規則】

700MHz 帯高度道路交通システムに路路間通信を導入するため、同システムの定義に「固定局相互間で行う無線通信」を追加。

(2) 700MHz 帯高度道路交通システムの固定局の技術基準策定【施行規則、設備規則、証明規則】

情報通信審議会で答申を受けた「700MHz 帯高度道路交通システムの高度化に関する技術的条件」に基づき、固定局の技術基準を策定。

3 施行期日

平成 29 年 7 月 21 日